

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）

名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）

大阪圏（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県）

大刀洗町移住支援金

大刀洗町では、町への移住・定住促進と中小企業等における人手不足解消のため、一定の要件を満たし、本町へ移住された方に対し、支援金を交付します。



支給金額

単身 **60** 万円

世帯 **100** 万円

※要件を満たせなかった場合、移住支援金の返還を求められる場合があります。

申請先・問合せ先

企画財政課 企画係

☎0942-77-0355

移住の要件と就業等の要件を満たす方に対し、移住支援金を交付します。 ※世帯で申請する方は、別途要件あり
年度途中でなくても予算額の上限に達した場合は、当該年度の補助金は交付できませんので、申請を検討する際には、事前にお
問い合わせください。

移住の要件	<p>(1) ~ (4) のすべてに該当する方</p> <p>(1) 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上東京圏、名古屋圏、大阪圏に在住していた方</p> <p>(2) 住民票を移す直前に連続して 1 年以上、東京圏、名古屋圏、大阪圏に在住していた方</p> <p>(3) 申請時に、<u>町に転入後 1 年以内</u>である方</p> <p>(4) 申請日から 5 年以上、本町に継続して居住する意思がある方</p>
就業等の要件	<p>(1) ~ (7) のいずれかに該当する方 ※別途要件あり</p> <p>(1) 福岡県が移住支援金の対象とするマッチングサイトに掲載している求人へ新規就業した方</p> <p>(2) プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就職した方</p> <p>(3) 人材確保困難職種※に特定の就職支援サイトや人材紹介所を通じて福岡県内の事業所に就職した方 (※農林漁業職、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、介護職)</p> <p>(4) 町等が実施する人材活用支援策を活用し自営での農林漁業へ就業した方</p> <p>(5) 県へ就農相談を行い、本町で新規就農した方</p> <p>(6) 本人の意思で移住した方で、テレワーク勤務を行う方または福岡県テレワーク推進起業移住体験促進事業に参加した方（住居要件あり）</p> <p>(7) 1 年以内に福岡県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた方</p> <p>(8) 関係人口※で申請時に 64 歳以下で就労している方 (※東京圏からの移住者で、次の①または②に該当する方)</p> <p>①過去、本町に 1 年以上居住していた方</p> <p>②過去、本町から任命を受け 1 年以上「たちあらい応援大使」として活動していた方</p>